



計画の概要

この計画は、以下のような考え方と経緯で策定されました。

1 計画の主旨

この総合振興計画は、東秩父村の今後 10 年を展望した長期的な村づくりに向けて、取り組むべき主要な課題、めざすべき将来の姿、そしてそれを実現するための具体的方策を示したものであり、村政や村民活動の指針となるものです。

この総合計画をより所として、村民と行政がともに力を合わせて、東秩父村の人、自然、経済をますます“元気”にするための活動や事業に取り組んでいきます。

2 策定の背景と経緯

この計画は、平成 22 年度末に終了する前回の第 4 次総合振興計画に続く、新しい 10 年間の計画です。

これまでの 10 年間において、村をとりまく状況は大きく変化し、とくに「平成の大合併」と呼ばれる市町村合併の波が村にも押し寄せました。しかし、合併をめざすさまざまな努力にもかかわらず、村は当面、小規模ながらも独立した自治体として存続することを余儀なくされています。

また世界や日本全体に目を向ければ、経済停滞が長引く気配が濃厚です。

こうした厳しい状況の下では、いままでにもまして、地域の特性に基づいた独自の村づくりの方向を見定め、新しい手法を開発し、果敢に実践していくことが不可欠となっています。

すなわち、ともすると国全体の元気がなくなりつつある中で、わが東秩父村の人、自然、経済を“元気”にすることが、これからの村づくりの基本になるといえます。

そのためには、地域の資源や可能性を徹底的に掘り起こすとともに、それらを結びつけ、有効に活用していく地域経営の能力を高めていくことが必要です。

そこで、今回の計画策定においては村民の方々をはじめ、行政職員などの意見を反映するように努めました。

具体的には、地区別及びテーマ別村づくり懇談会（わいわい懇）の開催、村民意識調査の実施、など広く村民の参加を踏まえて策定しました。

また、全職員への事業提案アンケートを実施したほか、若手及び中堅職員からなる企画委員会が課題の検討、施策の立案作業を担当し、課長職以上で構成する策定委員会が全体的な視野からの検討や調整を行うなど、全庁的な職員参加で策定しました。

3 計画の構成と期間

東秩父村総合振興計画は基本構想、基本計画、実施計画で構成されています。

基本構想は東秩父村がめざすべき将来像とそれを実現するための施策の基本方向を示したものです。計画期間は、平成 23（2011）年から平成 32（2020）年の 10 年間としています。

基本計画は、基本構想を実施に移すための具体的事業を分野別に示したものです。計画期間は、前期、後期各 5 年間です。

実施計画は、主要事業について 3 年間のローリングを行うとともに、毎年度の予算書において確定します。



地区別わいわい懇（安戸）



テーマ別わいわい懇（女性の部）